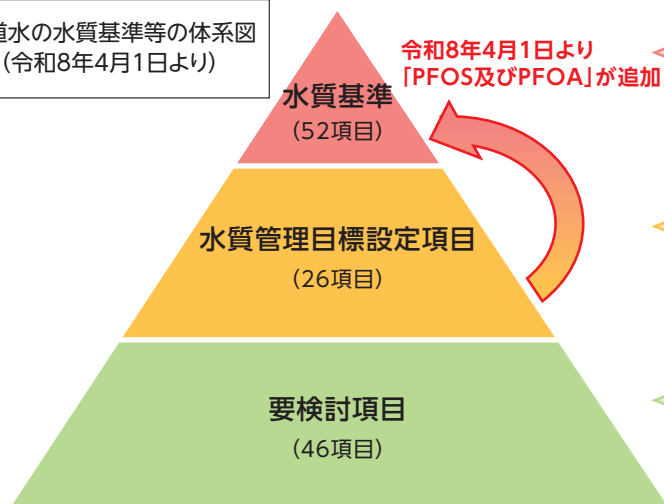


令和8年4月1日より「PFOS及びPFOA」が水道水の水質基準に追加されました！

水道水の**水質基準**は、水道法および水質基準に関する省令により定められています。水道水は、**水質基準**に適合するものでなければなりません。

有機フッ素化合物の一種である「PFOS及びPFOA」は、令和2年4月1日以降、**水質管理目標設定項目**として位置づけられていましたが、令和8年4月1日より**水質基準項目**に追加され、基準値としてこれまでの暫定目標値と同じ「50ng/L(PFOS及びPFOAの合算値)」が設定されました。

水道水の水質基準等の体系図
(令和8年4月1日より)



水質基準項目(水道法第4条、省令)

水道法により、水道事業者等に検査義務が課されている項目です。水道水は、水質基準に適合するものでなければなりません。

水質管理目標設定項目

水質管理上留意すべき項目です。水質基準に準じた検査等の実施に務め、水質管理に活用します。

要検討項目

毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目です。情報・知見の収集に努めます。

出典:環境省ウェブサイト(https://www.env.go.jp/water/water_supply/kijun/index.html)の図をもとに那覇市上下水道局作成

那覇市の水質検査結果

那覇市では令和2年度より、「PFOS及びPFOA」の水質検査を定期的に実施しており、50ng/L以下であることを確認しています。また、令和8年4月からは、配水系統ごとに選定した市内10か所の給水栓において、3か月に1回の頻度で水質検査を実施しています。

令和8年5月に実施した水質検査の結果(2か所抜粋)は、右記のとおりです。

令和8年度 那覇市の水質検査結果(PFOS及びPFOAの合算値)

	採水場所	水道水質基準	採水日:5月19日
北谷浄水場系統	大名調整池系 (天久ちゅらまち公園)	PFOS及びPFOA合算で 50ng/L以下	2ng/L
西原浄水場系統	前田第二調整池系 (末吉公園)		1ng/L未満



10か所全ての最新の水質検査結果や、PFOS等に関する情報は上下水道局ホームページに掲載しています。詳しくは、こちらをご覧ください。▶
水質検査の結果は、今後も上下水道局ホームページ等にて、速やかに公表いたします。



那覇市には、沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場と北谷浄水場の2系統の浄水が供給されており、そのうち北谷浄水場の水源の一部から、PFOS等が検出されています。県企業局では、北谷浄水場において、高機能粒状活性炭を使用した高度浄水処理や、水源の変更等の対策を行い、PFOS等の濃度低減化に取り組んでいます。

お問い合わせ

配水課

TEL:941-7806

FAX:941-7826

名義変更の手続き・連絡先の登録は忘れずに！

お引越しや建物所有者に変更があった場合は、必ず上下水道局に届け出をお願いします。届け出の際は、連絡の取れる住所、電話番号などの登録もお願いします。



Q なんで水道局に引っ越しの連絡しないといけないの？
ぶっちゃけめんどくさい…。

A



お引越しに伴い、水道料金等を発生させないよう区切りをつける手続きが必要です(臨時検針、臨検閉栓といいます)。この手続きをされない場合、水道を使っていなくても水道料金等を請求される場合があります。



Q だれにも電話番号教えたくない…。教えたら、どうでもいい電話いっぱいかけてくるんじゃないの？

A



上下水道局に登録された電話番号は、主に水道料金や水漏れ等の重要な連絡の際にのみ使用します。特に水漏れが発生しているにも関わらず連絡が取れないことにより、不要な金銭的負担が発生する場合があります。自己防衛の手段としても連絡先の登録をお願いします。

水道の開閉栓、使用者名義の変更、連絡先の登録は、インターネット・お電話による手続きが可能です。(所有者名義の変更は、事前にお問い合わせください)

ホームページアドレス

<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/pax/1007407/1006893.html>

名義変更や連絡先に関するお問い合わせ先

上下水道局お客様センター
TEL:941-7804・7834
FAX:941-7824

変更手続きはこちら



水の星 支えるあなたに ありがとう